

三中学区青少年育成会議 会則

(名称)

第1条 本会は、三中学区青少年育成会議と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、西清川公民館に置く。

(目的)

第3条 本会は、木更津市立木更津第三中学校区内（以下「三中学区」という）の制度ボランティアを中心に、福祉、青少年育成に携わる関係機関、団体等が相互に連絡、協調をしながら、地域ぐるみで諸問題をより効果的に解決をし、もって明るく住みよい社会を作ることとする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成に資するための会員相互の研修、調査、助言及び交流に関すること。
- (2) 木更津市における教育、福祉、青少年機関、団体等の諸事業に対する協力。
- (3) その他、本会の目的達成に必要と認められる事項。

(構成)

第5条 会員は、三中学区内の制度ボランティア、福祉、青少年育成に関係ある各種機関、地域住民の代表者をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に、会長1名、副会長若干名、監事2名、事務局長1名を置く。

- 2 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。
- 3 事務局長は、会長が指名する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 3 監事は、会計の監査をする。
- 4 事務局長は、会計をつかさどり、本会運営の事務を総括する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は前

任者の残任期間とする。

(理事)

第 9 条 本会に、理事を置く。

2 理事は、別表の構成団体の代表者 1 名をもって充てる。

(顧問)

第 10 条 本会に、総会の議決を経て顧問を置くことができる。

(会議)

第 11 条 会議は、総会、理事会、役員会とする。

2 総会は、年 1 回、理事会、役員会は必要に応じて開催する。

3 総会は、会長が招集し、議長となる。

4 総会は、総て出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は議長の決するところによる。

5 理事会は、理事で構成し、事業の円滑な運営に資する。

6 役員会は、事業の実施その他必要な事項を審議し、決定する。

7 役員会は、必要に応じて、会員の出席を要請することができる。

(会計)

第 12 条 本会の経費は、特別の場合を除くほか助成金による。

(事業年度)

第 13 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 14 条 会則の改正については、総会の議決を経るものとする。

付 則

1 この会則は、昭和 56 年 4 月 11 日から適用する。

2 設立時の役員の任期については、昭和 58 年 3 月 31 日までとする。

3 この会則は、平成 2 年 12 月 15 日から適用する。

4 この会則は、平成 5 年 7 月 20 日から適用する。

5 この会則は、平成 10 年 7 月 14 日から適用する。

6 この会則は、平成 13 年 7 月 14 日から適用する。

7 この会則は、平成 15 年 7 月 7 日から適用する。

8 この会則は、平成 17 年 7 月 5 日から適用する。

【構成団体】 各区長・町内会長

民生・児童委員

青少年補導員

青少年相談員

学校長

P T A

子ども会育成会

防犯指導員

保護司

交通安全協会

更生保護女性会

三中学区社会福祉協議会会長

千葉県木更津市赤十字奉仕団

少年警察ボランティア